

○名寄市ゼロカーボンシティ推進委員会設置要綱

令和 6 年 3 月 25 日 告示第 1017 号

名寄市ゼロカーボンシティ推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、名寄市（以下「本市」という。）における二酸化炭素排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策の推進にあたり、名寄市ゼロカーボンシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ゼロカーボンの推進に関すること
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に規定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定内容の検討及び推進に関すること

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 市内に居住する者から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員会は、委員 15 人以内の者で組織し、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。